

第4章

推進方策

第4章 推進方策

1 推進体制

本計画の目標を達成するため、市民、農業者、行政等の関係者が役割を認識し、関係機関の代表で構成する、千葉市農政推進協議会において協議するとともに、点検・検証します。

2 期待される役割

本計画の目標を達成するためには、関係者がそれぞれの役割に沿って主体的に行動することが重要です。そこで、関係者に期待される役割は以下のとおりです。

(1) 市民

市民は、市内産農畜産物を購入する地産地消や、農業との交流を通じ、農業・農村のもつ役割や価値に対する理解を深めるなど、本市農業を支えていくことが期待されます。

(2) 農業者

農業者は、農業生産活動を行い、消費者へ新鮮で安全安心な農畜産物を安定的に供給するとともに、農村の持つ多面的機能を活用し、都市住民との交流により農業・農村の役割を市民に伝えていくことが期待されます。

(3) 農業団体

農業団体は、安定的な農業経営を支援するとともに、農家所得の向上を図るため、農畜産物の加工・販売など多様な側面からバックアップすることが期待されます。

(4) 森林所有者

森林所有者は、森林の適正な管理に努め、森林の有する多面的機能の保全に取り組むことが期待されます。

(5) 森林ボランティア

森林ボランティアは、森林所有者等と連携しながら、森林の適正管理などを担うことが期待されます。

(6) 市

市は、市民に「食」と「農」に対する理解を深め、関係機関や農業団体との連携を強化し、将来にわたり農業・農村の維持発展に努めます。

3 進行管理

(1) 農業基本計画

基本計画では、10年後の基本的な数値目標を設定しています。

なお、社会情勢や計画の進捗状況に応じて、概ね5年を目途に見直しを行います。

(2)(仮称) 農業推進行動計画

- ①計画を着実に推進するため、具体的な行動計画を策定します。
- ②数値目標を設定し、点検・検証を行います。
- ③期間設定は、1次をH24～H26、2次をH27～H29、3次をH30～H32とします。
- ④計画の協議機関は、千葉市農政推進協議会とします。

内 容		H24～H26	H27～H29	H30～H32
農業基本計画				→
農業推進 行動計画	1次(24～26)		→	
	2次(27～29)		→	
	3次(30～32)			→